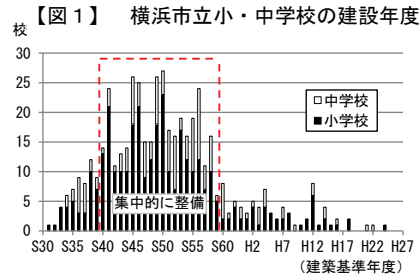


横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針<概要版>

1 学校施設を取り巻く現状と基本方針の策定

- 本市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて集中的に学校施設を整備してきました（図1）。従来は築40年ほどで建替えを行ってきましたが、現状では5割以上の学校が築後40年を経過している状況です。10年後には、この割合は9割近くにまで上ります。
- 本市の小・中学校施設のほとんどが現行の整備の基準を下回っている状況です。また、グラウンドの面積は、全国の指定都市や都区部と比べても最低水準にあります。
- 本市では、長寿命化基本方針に基づき、学校施設を築70年まで使用することとなっていますが、その時期も見え始めています。効率的、効果的に、1校1校が最善の形で建替えを進められるよう、学校施設建替えに関する基本方針を策定します。



2 学校施設建替えの考え方

■基本方針の対象

学校施設の機能向上などの整備内容の見直しや耐震補強による室内環境への影響を考慮して、昭和56年度以前に建設された学校を対象とします。

■事業期間・事業費

事業期間は対象校が築70年を超えない範囲の平成63年度までとします。試算では、事業費が約1兆円と膨大なため、施設量の縮減、維持管理の一層の効率化等により負担軽減の取組を進めます。平準化のために一部を前倒して建替えを実施し、平成32年度の工事着手を目標とします。

■建替校選定の考え方

- ・築年数の古い学校から行うことを基本とします。最古の校舎の築年数が原則として70年を超えないように配慮しつつ、学校施設全体の平均築年数を基に判断します。
- ・全面建替を基本としますが、建設後の年数が比較的浅く、建替後の全体計画に影響が少ない場合には部分的に建替えを行うこととします。
- ・学校施設の「機能改善」、「学校統合」、「公共施設等との複合化」といった視点からも必ず検討します。

【機能改善】

教育環境に課題が多く、改修による改善が見込めない学校（特殊な形状や配置の学校、整備の基準を大きく下回る学校など）について、建替えにより課題解決を図ります。

【学校統合】

小規模校では教育活動、学校運営上多くの課題があり、学校統合を進めていく必要があります。統合時に建替えを行うことで、教育環境の大幅な改善や工期の短縮が図れます。

【複合化】

公共施設等と複合化することで、その機能を授業や学校行事等、学校教育で活用します。また、複合施設が拠点施設として地域まちづくりの推進に資するよう、配慮していきます。

■建替後の学校施設の整備内容

- ・より良い教育環境の整備を目指し、最新の整備の基準や仕様を基に施設計画を行います。また、建物及びグラウンド等の必要面積を確保するため、建物の高層化や地下利用を検討します。

3 建替えの進め方

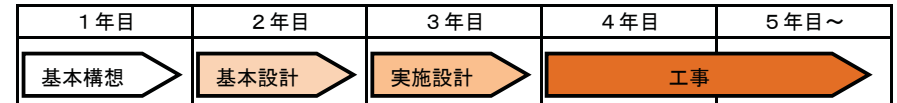
■建替校の選定

- ・「2 学校施設建替えの考え方」を基に、効率性や事業効果を総合的に考え、建替えを進めていきます。ただし、国庫補助の導入対象に該当しない場合や小規模校化が見込まれる場合等は建替えを見送ります。
- ・教育委員会事務局内に選定会議を設置し、上記の内容を踏まえたうえで、選定会議の場で建替えを行う学校を選定します。

■事業着手から建替工事の進め方

- ・建替えまでの目安としては、1年目に基本構想、2年目に基本設計、3年目に実施設計、4年目以降に建替工事を実施します。工期は2年程度を目安としますが、工事の進め方や内容によっては、3年以上要する場合もあります。
- ・整備にあたっては、基本構想に着手するまでにまちづくりの観点から地域の声を反映しながら区局横断的に調整を進めていきます。

【図2】 建替えまでの目安



4 建替えを進める上での留意点

- 地域まちづくりの推進への配慮（学校施設建替えにあわせた地域課題の解決）
- 学校の伝統やシンボルへの配慮（地域に親しまれている伝統的な意匠などを極力継続して設置）
- 地域防災拠点（建替工事により防災拠点が利用制限される場合に対する事前調整と周知）
- 学校施設の目的外利用（建替工事により学校開放等が利用制限される場合に対する事前調整と周知）
- 効率的な事業執行（公民連携手法を含め、最も効率的な進め方での事業推進）
- 財政負担の軽減（国への財源確保の働きかけ、市の方針に基づく土地、建物等の資産の有効活用、横浜市学校施設整備基金の活用等）
- 環境に配慮した学校施設の整備（太陽光の利用や照明のLED化、木材利用の促進）
- 特別支援学校、高等学校の建替えについては別途検討

5 今後の取組

- 新しい学習内容にも対応できるよう、長期的な視野を持ち、より良い手法を模索しながら建替えを進めていきます。また、他の自治体の参考となるような事例にも積極的に取り組んでいきます。
- 今後も既存施設の保全は重要です。建替えの時期を踏まえ、効率的に保全を行い、良好な学習環境の維持に努めていきます。
- 建替えを進めていくうえで、社会情勢等の大きな変化や全市方針の大きな転換などにより、基本方針の内容が実態に合わなくなった場合には、当方針の見直しを行います。



横浜市立小・中学校施設の 建替えに関する基本方針

横浜市教育委員会

平成 29 年 5 月

はじめに

横浜市では、延床面積で約1,000万㎡にのぼる公共建築物を保有していますが、学校施設が最も多くを占めており、その大半が学齢期人口の増加にあわせ、昭和40年代から50年代にかけて集中的に整備されたものです。公共施設の老朽化は全国的な課題となっており、本市では平成12年度に「公共施設の長寿命化－基本方針－」を策定しました。この基本方針に基づき、維持管理等を適正に行うことで長寿命化をはかり、学校施設も築70年まで使用することとなりました。

しかし、その後も厳しい財政状況は続き、将来の震災への対応として耐震補強を優先せざるを得ない状況から、望ましい周期で適正な保全を行うことは難しくなり、学校施設の老朽化はますます進み、不具合も多く発生しています。かつては、早期、大量に整備することを求められた時代背景がありましたが、その後、教育内容や地域との関わりも変わり、学校施設に求められる機能や役割も変化しています。

本市では、10年以上学校施設の建替えを行っておらず、古いものは築70年が近い将来の現実として見え始めており、建替えに具体的に着手しなくてはならない時期となりました。学校は子どもたちが一日の大半を過ごす学習・生活の場であり、人間形成の場です。厳しい財政状況の中でも、多様で豊かな学びの場を整え、今後も子どもたちが安全に、安心して、そして快適に過ごすことができる環境をしっかりと確保していく必要があります。

また、学校は最も広範囲に、かつ一定程度均一に整備されている公共施設です。地域の防災やコミュニティの拠点として、地域におけるまちづくりの中心的な役割が大きく期待されています。社会状況や地域ニーズの変化に対応し、魅力あるまちづくりを進めるにあたっては、学校施設の建替えは重要な契機になります。

横浜市教育委員会では、これらの背景を十分に踏まえ、「横浜市立小・中学校施設の建替えに関する基本方針」を策定し、学校施設の効率的、効果的な建替えを進めるとともに、さまざまな課題の解決を進めてまいります。

目 次

1	学校施設建替えに関する基本方針の目的と位置づけ・・・・・・・・・・	1
(1)	基本方針の目的	
(2)	基本方針の位置づけ	
2	学校施設を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)	学校施設の面積割合	
(2)	学校の築年数	
(3)	児童・生徒数の推移等	
(4)	非効率な施設状況及びグラウンドの狭あい化	
(5)	教育内容の変化等への対応	
3	学校施設建替えについての考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
(1)	目標耐用年数	
(2)	対象校	
(3)	事業期間及び総事業費	
(4)	建設年度が異なる棟の取扱い	
(5)	建替校選定の考え方	
(6)	建替後の学校施設の整備内容	
(7)	建替中における必要な機能の維持	
4	建替事業の進め方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
(1)	建替校の選定	
(2)	建替校選定における留意点	
(3)	事業着手から建替工事の進め方	
5	建替えを進める上での留意点・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(1)	地域まちづくりの推進への配慮	
(2)	学校の伝統やシンボルへの配慮	
(3)	地域防災拠点	
(4)	学校施設の目的外利用	
(5)	効率的な事業執行	
(6)	財政負担の軽減	
(7)	環境に配慮した学校施設の整備	
(8)	特別支援学校、高等学校の建替え	
6	今後の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
	参考資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15

1 学校施設建替えに関する基本方針の目的と位置づけ

(1) 基本方針の目的

横浜市は全国でも最多の500校近い小・中学校を抱えていますが、建てられた立地や背景、施設形状、地域との関わりなどは、すべての学校で異なります。また、少子化により全体的に児童・生徒数は減少傾向にありますが、大規模な住宅開発による急増傾向の地域もあり、学校の規模も全校児童・生徒が100人未満の学校から1,000人を超える学校まで、置かれている状況はさまざまです。

学校施設の老朽化に伴い、今後、建替えを進めていきますが、本市の「公共施設の長寿命化—基本方針—」に基づいて築70年まで使い続けた場合、多くの学校にとっては、建替えは70年に一度の貴重な機会となります。施設上の課題は建替えでなくては解決できないものも多く、この機を逃さずにしつかりと解決を図っていく必要があります。

学校施設の建替事業は、児童・生徒の教育環境の向上を第一に考えつつ、効率的、効果的に進めていくことが求められます。そのためには基本方針を定め、オール横浜で共通の認識の下に進めていく必要があります。

この基本方針は、建替事業を進めていくうえでの現状と課題を踏まえ、建替えの考え方や進め方等を示し、1校1校が最善の形で建替えを進められるよう、策定するものです。

(2) 基本方針の位置づけ

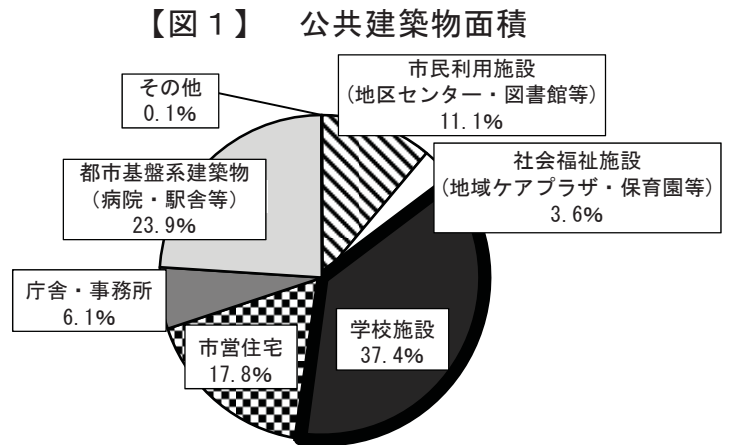
「横浜市中期4か年計画2014～2017」では、施策31「公共施設の保全・更新」において、主要な公共施設の保全・更新計画を策定することとしており、この基本方針の策定はその礎となるものです。

平成26年12月に策定された「第2期横浜市教育振興基本計画」では、施策12を「教育環境の整備」とし、その中で、「計画的な保全と建て替えの検討」を行うこととしています。

2 学校施設を取り巻く現状と課題

(1) 学校施設の面積割合

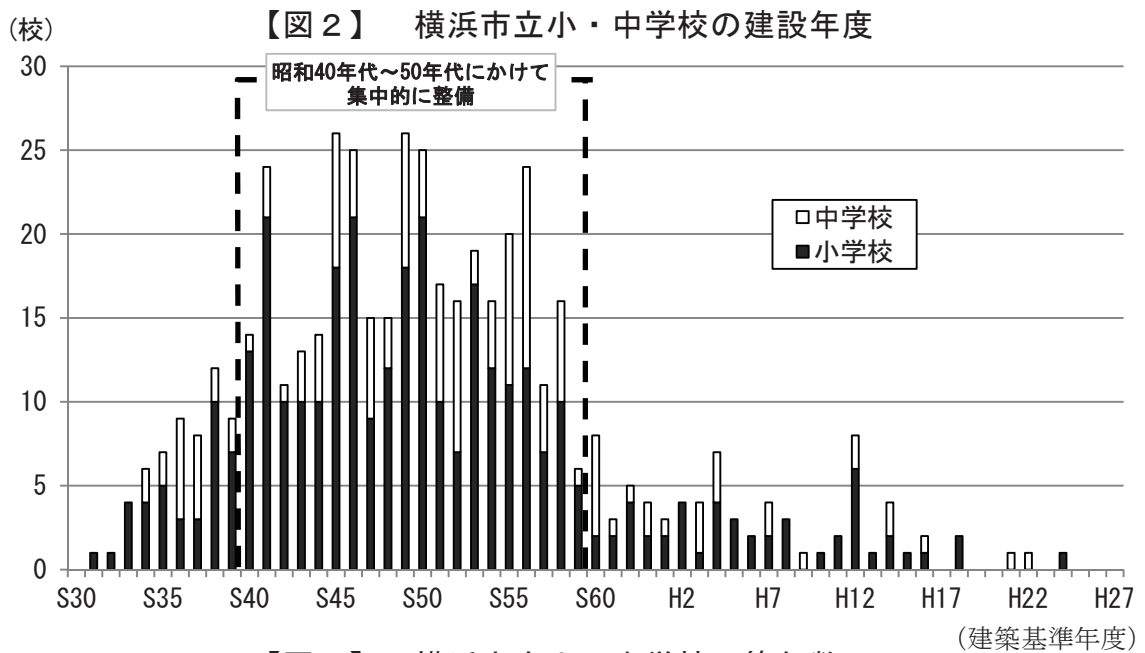
横浜市の公共建築物の延床面積は約1,000万㎡となっています。そのうち学校施設は、本市が保有する公共建築物面積の約4割を占めています。



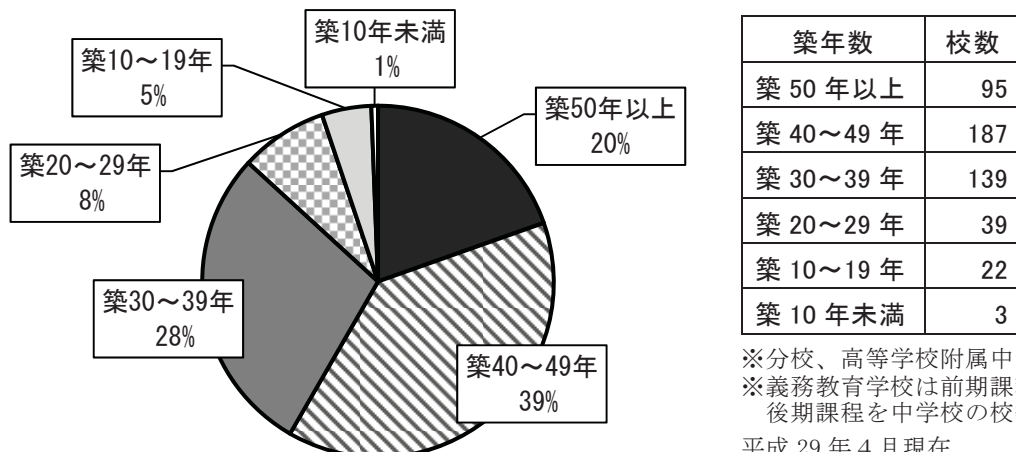
出典：横浜市公共施設管理基本方針

(2) 学校施設の築年数

横浜市では、学齢期人口の急増に対応し、昭和40年代から50年代にかけて学校施設を集中的に整備してきました。そのため、現在では8割を超える学校が築後30年を経過しています。また、従来は築40年程度で建替えを行っていましたが、現状では5割以上の学校が築後40年以上経過しています。



【図3】 横浜市立小・中学校の築年数



※分校、高等学校附属中学校は除く
※義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む

平成29年4月現在

出典：横浜市教育委員会調べ

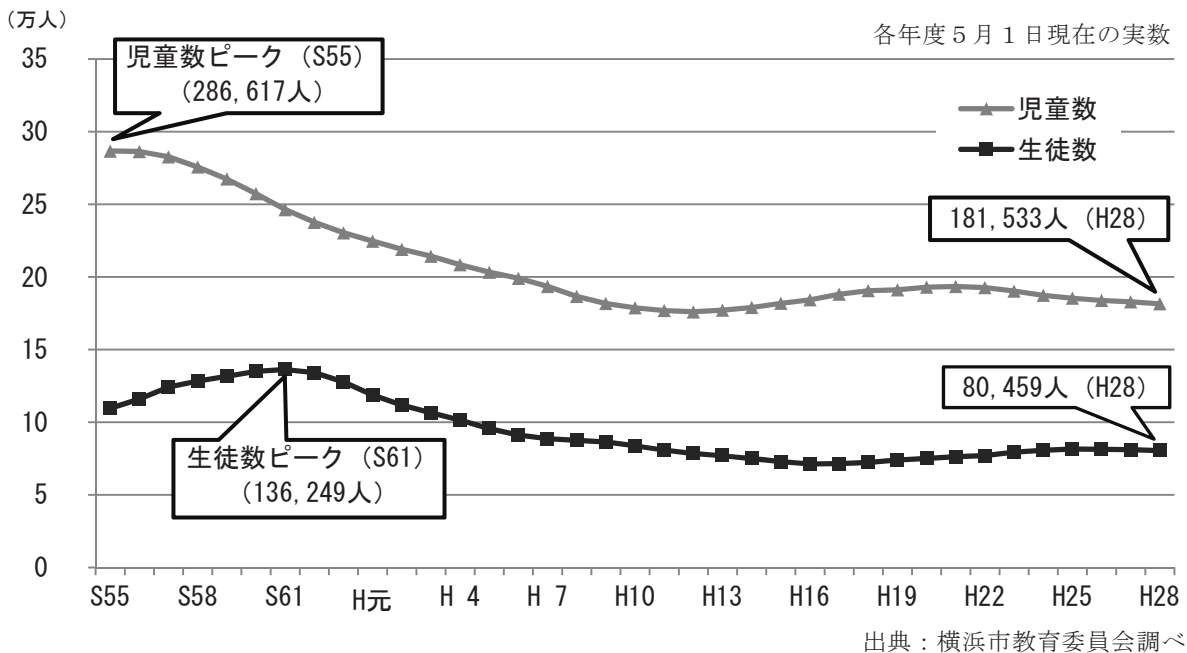
(3) 児童・生徒数の推移等

横浜市の児童数（小学生）は昭和55年度をピークに減少し、平成28年度にはピーク時の63.3%となります。

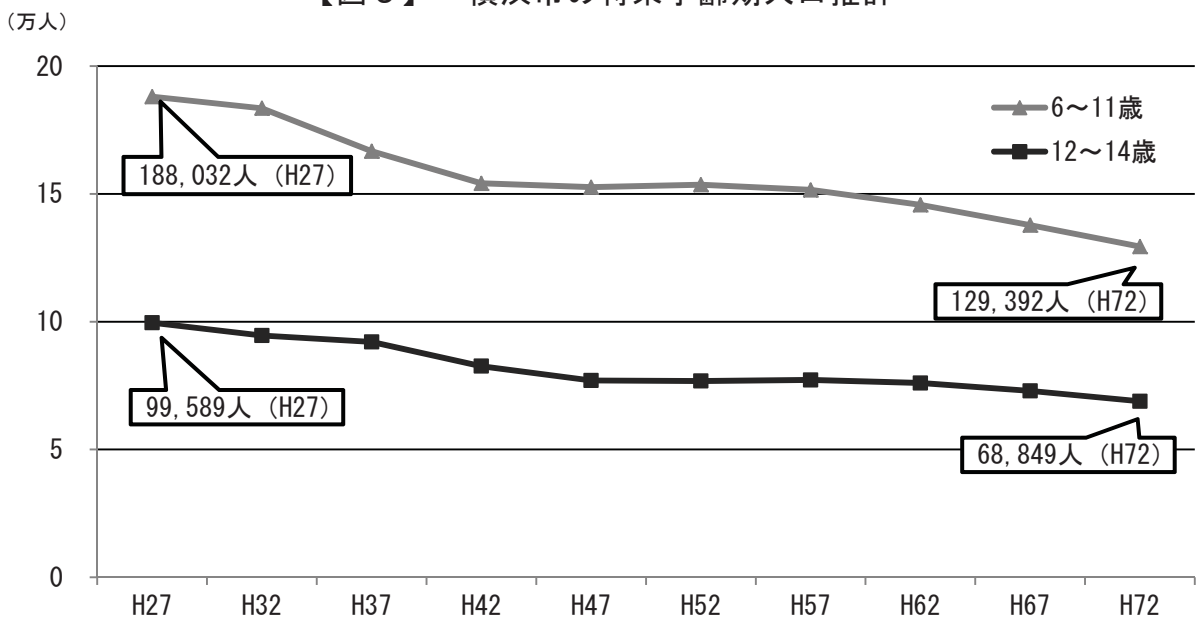
また、生徒数（中学生）は昭和61年度をピークに減少し、平成28年度にはピーク時の59.1%となります。

なお、横浜市将来人口推計では、今後も学齢期人口の減少が続き、平成72年には平成27年比で約3割の減少が見込まれます。

【図4】 横浜市立小・中学校及び義務教育学校の児童・生徒数の推移



【図5】 横浜市の将来学齢期人口推計



出典：横浜市将来人口推計（H38以降は参考値）

(4) 非効率な施設状況及びグラウンドの狭あい化

横浜市の小・中学校は児童・生徒数が多く、施設面積が狭くなっており、グラウンド面積は小・中学校1校あたり、児童・生徒1人あたりともに21都市中最低水準となっています。

学校は、大規模な住宅開発等により必要な教室数が急激に増加することもあり、他の公共施設に比べて頻繁に増築が行われています。このため、当初の施設配置の考え方と大きく異なり、使い勝手の良くないものや、グラウンド形状が悪く、授業や行事等で有効に活用しづらいなど、非効率な施設状況となっている学校が数多くあります。

【図6】 指定都市及び東京都区部の児童・生徒数及び施設面積

【小学校】

(単位 面積=㎡)

	校数	1校あたり								1人あたり					
		児童数		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積	
横浜市	342	535	(3)	12,620	(17)	3,712	(21)	5,861	(8)	23.6	(19)	6.9	(21)	11.0	(20)
21都市平均	181	446	-	13,578	-	6,080	-	5,597	-	30.4	-	13.6	-	12.5	-

【中学校】

(単位 面積=㎡)

	校数	1校あたり								1人あたり					
		生徒数		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積	
横浜市	148	533	(3)	17,777	(16)	6,269	(20)	6,357	(18)	33.3	(19)	11.8	(21)	11.9	(20)
21都市平均	84	427	-	19,019	-	9,333	-	6,662	-	44.5	-	21.8	-	15.6	-

※ () は21都市の中での順位

平成 26 年 5 月現在

※児童数・生徒数は国立・私立を含む

出典：大都市比較統計年表

※他都市の数値等は巻末「参考資料」参照

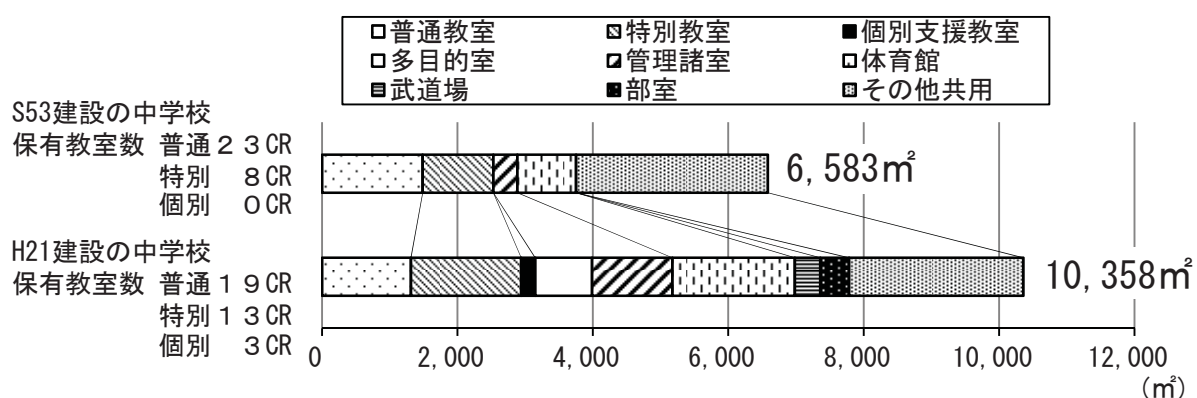
(5) 教育内容の変化等への対応

教育内容の変化等により、整備が必要な特別教室や諸室の種類・面積も変更され、横浜市でも学校施設整備のための基準を見直してきました。

例えば、従来は整備されていなかった施設として、個別支援教室や多目的室、武道場などがあり、体育館も従来の面積より広く整備することになっています。

しかし、現在求められている整備の基準を満たすためには、多くの学校では建替え以外に充足させる手段がなかったため、現状ではほとんどの学校が整備の基準を下回っている状況です。

【図7】 建設年度の違う同規模中学校の施設比較



出典：横浜市教育委員会調べ

3 学校施設建替えについての考え方

(1) 目標耐用年数

横浜市の公共施設の目標耐用年数は「公共施設の長寿命化－基本方針－」により、原則として70年以上としています。

本方針では、学校施設の目標耐用年数を70年とします。

(2) 対象校

学校施設を取り巻く環境は日々変化していますが、学校施設整備のための基準や耐震基準等、昭和56年前後に大きな変更が重なったため、昭和56年度以前に建設された学校を対象とします。

《昭和56年前後の状況》

ア 標準的な仕様の改訂

学習指導要領の改訂（小学校 55年度、中学校 56年度）など学校施設をとりまく諸条件が多様化する中で、新しい施設計画を進めるため各室の持つ機能要素を分析して標準的な仕様を改定しました。これにより、特別教室の完備や集会室、オープンスペース（ホール）の設置など学校施設の整備内容が見直されました。

イ 耐震補強による影響

56年に建築基準法が改正され、耐震基準の見直しがありました。

それ以前に建設された学校施設は耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を施して安全性を確保していますが、補強部材の配置によって床面積や窓が減ったり、レイアウトの自由度が低下するなど使い勝手が悪く、児童・生徒の学習環境に影響が出ています。

【図8】 対象の学校数

平成29年4月1日現在

建設年度	昭和56年度以前	昭和57年度以降	計
小学校	273校	67校	340校
中学校	111校	34校	145校
計	384校	101校	485校

※分校、高等学校附属中学校は除く

※義務教育学校は前期課程を小学校、後期課程を中学校の校数に含む

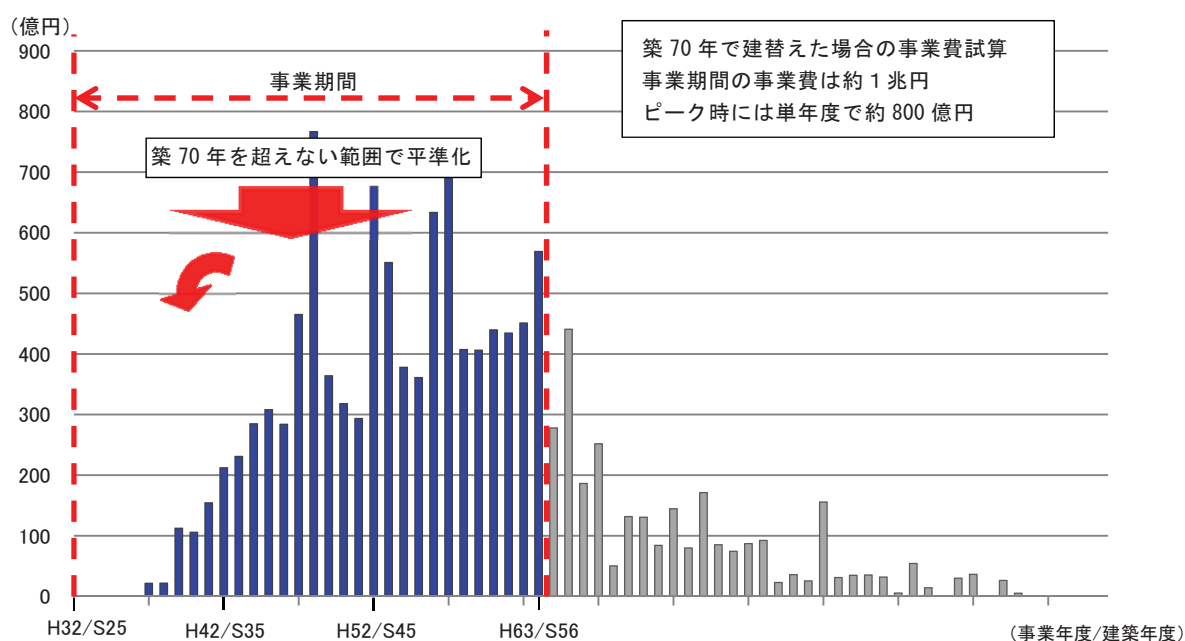
(3) 事業期間及び総事業費

事業期間は、昭和56年度以前に建設された学校が築70年に達する平成63年度までの期間とします。事業期間の事業費は約1兆円と試算しています。

事業費が膨大なため、施設量の縮減、維持管理の一層の効率化等の取組により将来負担の軽減を図ります。また、事業期間中の平準化を図るため、目標耐用年数に満たない学校の一部を前倒して建替えを実施します。

なお、事業開始時期は、現在進行中の大規模事業が一段落する平成32年度の工事着手を目標とします。

【図9】 事業期間と事業費



(4) 建設年度が異なる棟の取扱い

学校施設は他の公共施設と異なり、校舎や体育館、プール等複数の棟に分かれていて、それぞれの建設年度が異なるケースも多くあります。このため、棟ごとに耐用年数に達したタイミングで建替えることも考えられます。しかし、既存棟を温存することで全体計画の制約が大きくなり、効率的な施設配置による校地の適正利用や施設の使い勝手の向上といった目的を達成することが困難になります。

したがって、効率的、効果的な事業の執行のため、全面建替を基本とします。

ただし、建設後の年数が比較的浅く、建替後の全体計画に影響が少ない場合には一部を残して建替えることとします。

(5) 建替校選定の考え方

学校施設の建替えは、築年数の古いものから行うことを基本とします。

複数棟に分かれている学校については、施設全体を総合的に評価するため、最古の校舎の築年数だけではなく、学校施設全体の平均築年数を基に判断します。

学校施設の建替えは単に老朽化対策にとどまらず、教育環境の向上や公共建築物の効率的なマネジメントを進める重要な機会であるため、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設等との複合化といった視点からも必ず検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、学校施設の建替えを進めていきます。

《建替校選定において重視する点》

【機能改善】

教育環境に課題が多く、改修による改善が見込めない次の例にあたる学校について、建替えにより課題解決を図ることで高い事業効果が見込まれるため、優先的に建替えの検討を行います。

- ①特殊な形状や配置の学校施設により、児童・生徒の安全確保や学校運営に支障のある学校
- ②整備の基準を大きく下回る学校
- ③教育内容や児童・生徒数の変化に伴い増築や改修を繰り返し、使い勝手の悪化やグラウンドの狭あい化により、学校教育に支障のある学校

【学校統合】

市内には、学校の小規模化が進む地域もあります。小規模校は異学年で一緒に活動する機会が増え、子ども同士がよく知り合うことができる一方で、多様な個性と触れ合える機会が少なくなる、行事や校内外活動が限定されるなどの課題があり、今後も学校統合による適正規模化を進めていく必要があります。

これまでは統合時に不足する教室の増設や特別教室等の改修を行っていますが、学校施設全体の老朽化が進行する中、学校施設の建替えと合わせて行うことで、統合後の教育環境の大幅な改善に加えて、建替中に一方の学校に仮移転することで工事により学校施設の使用が制限される期間の短縮及び機能の維持が図れます。

【複合化】

学校施設と他の公共施設等を複合化することで、その機能を授業や学校行事等、学校教育で活用します。また、複合施設が拠点施設として地域まちづくりの推進に資するよう、配慮していきます。

横浜市ではこれまでも余裕教室を活用した保育所の整備等が行われていますが、学校施設の建替えに合わせて行うことで、利用者の動線の確保や共用部分の配置計画が容易であり、複合化を推進することができます。

(6) 建替後の学校施設の整備内容

学校施設の建替えにあたっては、子どもの安全・安心を確保し、より良い教育環境の整備を進めることを目的に、最新の整備の基準や仕様を基に施設計画を行います。また、校地を効率的に活用して建物及びグラウンド等の必要面積を確保するため、建物の高層化や地下利用を検討します。

学校施設は建設後70年間の長期にわたり使用することを踏まえ、ライフサイクルコスト縮減のために、耐久性が高く、保全が容易であることや将来の用途変更への対応を考慮した整備内容とします。

(7) 建替中における必要な機能の維持

学校施設の建替中であっても学校教育は継続的に行われるため、建替中の学校施設についても、必要な機能の維持に努める必要があります。

特に現敷地内での建替えでは、グラウンドに仮設校舎又は新校舎を設置するため、グラウンドの使用が大幅に制限されます。また、仮設校舎の規模の制約等により、特別教室等の整備が充分ではない可能性があります。

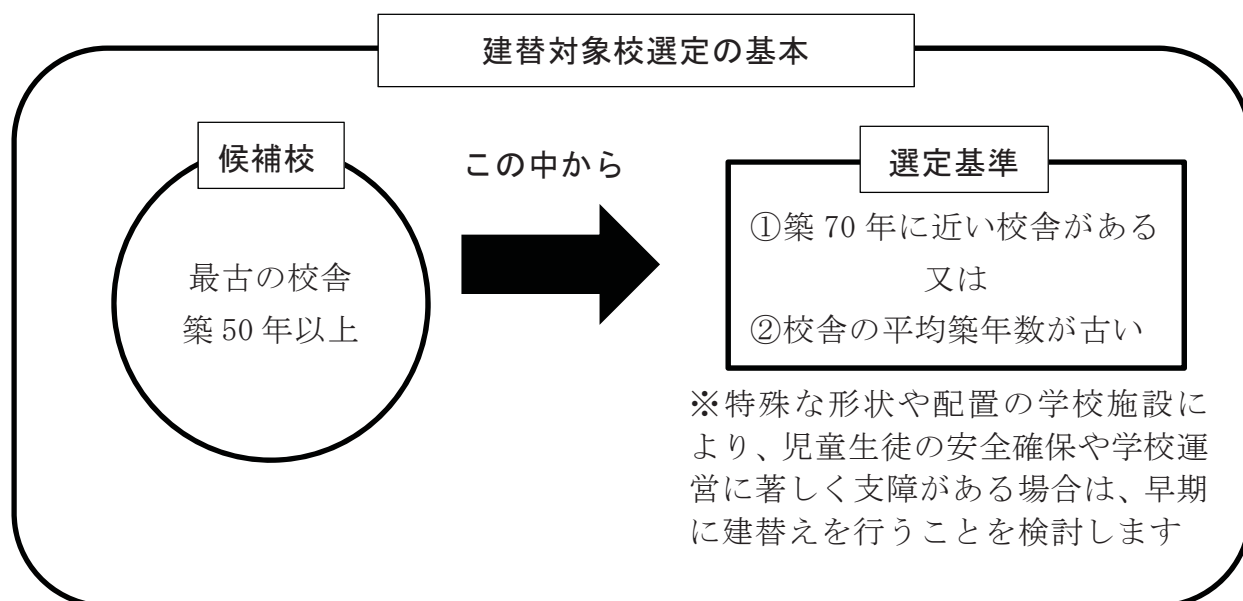
このため、近隣の学校予定地、小・中学校、閉校跡地及び公共用地の活用により、グラウンド等を確保するなど、学習環境の維持を図りながら、建替えを進めていきます。

4 建替事業の進め方

(1) 建替校の選定

建替えを行う学校の選定については、「3 (5) 建替校選定の考え方」にあるとおり、築年数の古いものから建替えることを基本とし、学校施設の機能改善、学校統合、公共施設との複合化等を検討し、効率性や事業効果を総合的に考え、建替えを進めていきます。

また、教育委員会事務局内に「建替対象校選定会議」（仮称）を設置し、上記の内容を踏まえたうえで、選定会議の場で建替えを行う学校を選定します。



ア 「建替対象校選定の基本」にかかわらず建替えを行うもの

- (ア) 学校統合に合わせて建替えが必要と判断された場合
- (イ) 他施設との一体整備（複合化）等に合わせて、建替えが必要と判断された場合
- (ウ) 児童・生徒の急増等に伴い、教室確保のために建替えが必要と判断された場合
- (エ) その他、建替えることが妥当と認められる場合

イ 「建替対象校選定の基本」に該当しても建替えを見送るもの

- (ア) 調査の結果、国庫補助の導入対象に該当しない場合
- (イ) 小規模校及び小規模校化が見込まれる場合
- (ウ) その他、当面の間建替えを見送ることが妥当と認められる場合

(2) 建替校選定における留意点

同じ子どもが小学校、中学校それぞれで建替工事期間に在学し、学習環境の大きな制約がある中で学校生活を送り続けることを避けるために、学区が重なる小・中学校の建替えは一定年数を開けることとし、やむを得ず連続した建替えが必要な場合は、原則中学校を先に建替えることとします。

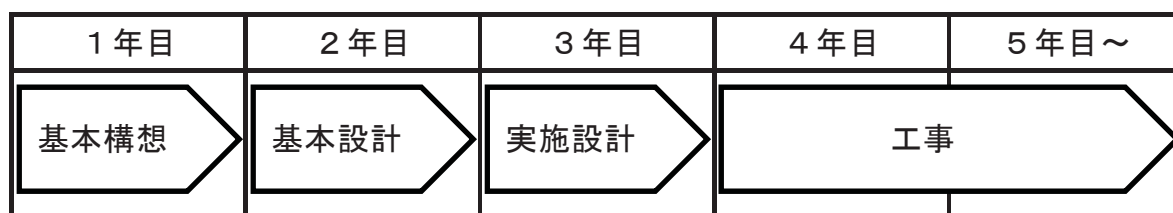
(3) 事業着手から建替工事の進め方

学校ごとに各校舎の状況、配置状況、敷地規模等が異なるため、建替中の教育活動への影響や、建替後の学校施設の整備内容などを個別に検討し、地域や保護者の要望も踏まえ、建替えを進めていきます。特に複合化での整備にあたっては、基本構想に着手するまでにまちづくりの観点から地域の声を反映しながら区局横断的に調整を進めていきます。

建替えまでの目安としては、1年目に基本構想、2年目に基本設計、3年目に実施設計、4年目以降に建替工事を実施します。しかし、建替えに伴う児童・生徒や地域の負担軽減のため、基本構想や設計、工事の期間については弾力的に対応することとします。工期は2年程度を目安としますが、工事の進め方や内容によっては、3年以上要する場合があります。

また、工事を進めるにあたっては、「3(7)建替中における必要な機能の維持」等に配慮していきます。

【図 10】 建替までの目安



5 建替えを進める上での留意点

(1) 地域まちづくりの推進への配慮

学校施設の建替えは、地域の課題解決の重要な契機ともなります。そのため、地域の実情やそのニーズを的確に把握し、検討していく必要があります。学校施設の建替えに合わせ、関係区局が連携し、地域の声を反映しながら地域のまちづくりに資する施設の整備が進められるよう、配慮していきます。

(2) 学校の伝統やシンボルへの配慮

学校には、伝統ある意匠やシンボルツリーなど、児童・生徒や地域に親しまれ、誇りとしているものが数多くあります。建替工事を行うにあたっては、これらを継続して設置できるよう、極力配慮して進めていきます。

(3) 地域防災拠点

元禄型関東地震の発生を想定した場合、市内全域での避難者数の見込みは約58万人となっています。横浜市立小・中学校のうち、地域防災拠点に指定されている学校は平成29年4月1日現在で445校ありますが、建替工事中は地域防災拠点としての利用が制限されます。学校施設の建替え期間は長期にわたるため、当該期間中に震災が発生することをあらかじめ想定し、対応を考えておかなければなりません。

地域防災拠点の指定は横浜市総務局が、当該拠点の該当地区の割り当ては各区が行います。地域の実情に合わせて、学校、地域、行政が前もってよく調整し、災害時に備え、十分に周知しておく必要があります。

(4) 学校施設の目的外利用

横浜市では、学校教育の目的外に学校施設を活用している事例として、放課後キッズクラブ、保育所、コミュニティハウス、学校開放や地域の行事等があり、利用者にとっては大変重要なものですが、学校施設の建替工事により、利用が制限されたり使用できなくなる場合が想定されます。

建替工事にあたっては、学校、利用者、地域等と一緒にあって、施設の一部利用や代替利用等について検討していくとともに、建替後については、児童・生徒と地域の共同利用ができる施設として機能するように、構想段階から十分に考慮していく必要があります。

(5) 効率的な事業執行

横浜市では、小・中学校施設の建替えは平成16年度を最後に実施していません。建替事業は徐々に本格化していき、将来的には年間10校以上の整備を

行っていくことが想定されますが、本市でも年間10校もの整備を行ったのは、昭和50年代以来のこととなります。当時は本市による直接施工と並行して、財団法人横浜市学校建設公社と全体の半数の学校を分担して整備する仕組みで進めていました。今後、建替事業を進めていくにあたっては、公民連携手法を含め、最もふさわしい進め方を考えていき、効率的な執行体制で事業の推進を図ります。

(6) 財政負担の軽減

学校施設の建替えは、長期間かつ多額の費用を要します。子どもたちの安全、安心のために重要な事業ですが、国からの補助を含め、必要な財源の確保は大きな課題です。今後、建替えを行う学校施設は、すでに長寿命化を行っており、更なる長期使用は困難なものばかりとなります。従来の建替えとは異なり、新增築と同様の扱いが必要と考えますので、国にも建替えの補助率の見直しなどを強く求めていきます。

また、市の方針に基づく土地、建物等の資産の有効活用や売却、民間のノウハウも効果的に活用しながら、学校施設建替えの財政負担の軽減に努めます。あわせて、「横浜市学校施設整備基金」の活用をPRすることにより、基金を活用した財源確保を目指します。

(7) 環境に配慮した学校施設の整備

地球規模の気候変動やヒートアイランド現象等への対策は社会全体で取り組むべき大きな課題となっており、学校施設においても環境に配慮した施設整備が求められています。環境への負荷の低減を図るため、太陽光の利用や照明のLED化などを進め、これらを学習面でも活用できる学校施設の整備を目指します。

また、横浜市では、平成26年度に「横浜市の公共建築物における木材利用の促進に関する方針」を定め、市内の公共施設の整備において木材の利用促進を図る方針であり、学校施設も対象となっています。子どもたちにとって身近な空間で木材の利用を進め、健康的で温もりのある快適な学習環境を整備していきます。

(8) 特別支援学校、高等学校の建替え

特別支援学校、高等学校の建替えについては、各学校がそれぞれ独自の教育内容であったり、個々の学校のつくりが全く違うため、この基本方針では原則として対象とせず、別途方針を策定します。

なお、同一敷地内にあるなど、小・中学校建替え時に一体的に整備したほうが効率的と判断される場合については、個別に判断します。

6 今後の取組

未来を担う子どもたちの豊かな人間性を育み、魅力ある快適な学校施設を整備することは、国及び地方自治体に課せられた重要な責務の一つです。子どもたちが安全に、安心して学べる環境づくりに向け、責任ある施設整備が求められています。情報教育をはじめ、新しい学習内容を柔軟に取り入れられるよう、施設面にも配慮しながら、長期的な視野を持ち、より良い手法を模索しながら建替えを進めていきます。

横浜市は、基礎自治体としては全国で最多の小・中学校を抱えています。今後、多くの建替えを手掛ける中で経験を積んでいき、他の自治体に参考としていただけるような事例にも積極的に取り組んでいきます。

学齢期人口の急増に対応する学校施設の集中整備、その老朽化の進展は本市に限らず、全国的に同様の傾向にあります。また、横浜市では、平成31年をピークに人口減少が見込まれ、かつ生産年齢人口（15～64歳）はかなり以前より減少しており、財政面に大きな影響を与えている状況です。多くの自治体が財政難に苦しむ中で、建替えは大きな課題であり、国においてもこの点は充分認識されています。双方が協力し、財源を捻出する方策を考えていく必要があります。

学校施設の建替えは長期にわたる事業であり、老朽化が進んでいても事業の実施は当面先となる学校は多くあります。また、建替後の学校施設は長期にわたって使うこととなります。このため、今後も施設の保全が重要であることに変わりはありません。学校施設の長寿命化計画に基づき、効率的に保全を行い、良好な学習環境の維持に努めていきます。

なお、建替えを進めていくうえで、社会情勢等の大きな変化や全市方針の大きな転換などにより、基本方針の内容が実態に合わなくなった場合には、当方針の見直しを行います。

参 考 资 料

指定都市及び東京都区部の児童・生徒数及び施設面積

【小学校】

(単位 面積=㎡)

		校数	1校あたり						1人あたり							
			児童数		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積	
1	横浜市	342	535	(3)	12,620	(17)	3,712	(21)	5,861	(8)	23.6	(19)	6.9	(21)	11.0	(20)
2	札幌市	204	437	(10)	15,515	(13)	8,022	(9)	6,699	(2)	35.5	(11)	18.4	(9)	15.3	(4)
3	仙台市	127	414	(16)	18,341	(3)	8,150	(8)	5,940	(6)	44.3	(2)	19.7	(5)	14.3	(6)
4	さいたま市	103	638	(1)	17,316	(8)	8,283	(6)	7,085	(1)	27.1	(17)	13.0	(17)	11.1	(19)
5	千葉市	113	444	(9)	18,115	(4)	8,229	(7)	6,216	(4)	40.8	(5)	18.6	(8)	14.0	(8)
6	東京都区部	840	424	(13)	9,338	(21)	3,832	(20)	4,872	(21)	22.0	(20)	9.0	(20)	11.5	(17)
7	川崎市	113	624	(2)	13,725	(15)	6,471	(15)	5,805	(9)	22.0	(21)	10.4	(19)	9.3	(21)
8	相模原市	72	491	(6)	16,919	(10)	7,151	(13)	6,281	(3)	34.5	(12)	14.6	(12)	12.8	(10)
9	新潟市	114	353	(21)	18,513	(2)	9,403	(1)	5,726	(12)	52.5	(1)	26.7	(1)	16.2	(1)
10	静岡市	87	390	(17)	15,051	(14)	7,678	(10)	5,514	(15)	38.5	(9)	19.7	(6)	14.1	(7)
11	浜松市	100	436	(11)	16,969	(9)	8,654	(4)	5,124	(19)	38.9	(8)	19.8	(4)	11.7	(14)
12	名古屋市	264	421	(15)	11,971	(18)	5,768	(17)	5,563	(14)	28.4	(16)	13.7	(16)	13.2	(9)
13	京都市	166	370	(19)	11,923	(19)	5,148	(18)	5,362	(17)	32.2	(13)	13.9	(14)	14.5	(5)
14	大阪市	299	383	(18)	9,705	(20)	4,849	(19)	5,883	(7)	25.3	(18)	12.7	(18)	15.4	(3)
15	堺市	93	497	(5)	18,536	(1)	8,748	(3)	5,729	(11)	37.3	(10)	17.6	(10)	11.5	(16)
16	神戸市	167	454	(8)	13,522	(16)	6,255	(16)	5,590	(13)	29.8	(15)	13.8	(15)	12.3	(11)
17	岡山市	91	421	(14)	17,579	(6)	8,538	(5)	4,977	(20)	41.7	(4)	20.3	(3)	11.8	(13)
18	広島市	142	459	(7)	17,968	(5)	7,505	(12)	5,364	(16)	39.2	(7)	16.4	(11)	11.7	(15)
19	北九州市	131	369	(20)	16,243	(12)	6,855	(14)	5,745	(10)	44.0	(3)	18.6	(7)	15.6	(2)
20	福岡市	143	534	(4)	16,396	(11)	7,528	(11)	5,984	(5)	30.7	(14)	14.1	(13)	11.2	(18)
21	熊本市	95	434	(12)	17,477	(7)	8,891	(2)	5,179	(18)	40.3	(6)	20.5	(2)	11.9	(12)
	21都市平均	181	446	-	13,578	-	6,080	-	5,597	-	30.4	-	13.6	-	12.5	-

【中学校】

(単位 面積=㎡)

		校数	1校あたり						1人あたり							
			生徒数		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積		校地面積		グラウンド面積		建物の保有面積	
1	横浜市	148	533	(3)	17,777	(16)	6,269	(20)	6,357	(18)	33.3	(19)	11.8	(21)	11.9	(20)
2	札幌市	99	435	(10)	19,658	(14)	10,800	(12)	7,996	(1)	45.2	(14)	24.8	(11)	18.4	(4)
3	仙台市	64	397	(15)	24,309	(8)	11,922	(9)	6,896	(8)	61.3	(6)	30.1	(5)	17.4	(5)
4	さいたま市	57	554	(2)	23,692	(11)	13,117	(5)	7,865	(2)	42.7	(16)	23.7	(13)	14.2	(16)
5	千葉市	55	440	(9)	24,116	(9)	12,284	(7)	7,335	(4)	54.8	(9)	27.9	(8)	16.7	(9)
6	東京都区部	381	377	(17)	12,063	(21)	5,769	(21)	5,865	(21)	32.0	(20)	15.3	(19)	15.6	(13)
7	川崎市	52	563	(1)	16,351	(19)	8,063	(17)	6,435	(16)	29.1	(21)	14.3	(20)	11.4	(21)
8	相模原市	37	469	(7)	24,508	(7)	11,119	(10)	7,631	(3)	52.3	(10)	23.7	(12)	16.3	(10)
9	新潟市	57	351	(20)	26,534	(1)	15,548	(1)	6,874	(9)	75.6	(1)	44.3	(1)	19.6	(1)
10	静岡市	43	346	(21)	22,056	(13)	12,316	(6)	6,721	(12)	63.7	(5)	35.6	(3)	19.4	(2)
11	浜松市	49	401	(14)	26,310	(2)	14,432	(2)	6,345	(19)	65.6	(3)	36.0	(2)	15.8	(12)
12	名古屋市	111	479	(6)	17,537	(17)	8,902	(16)	6,943	(7)	36.6	(17)	18.6	(17)	14.5	(15)
13	京都市	74	383	(16)	16,693	(18)	7,767	(19)	6,448	(15)	43.6	(15)	20.3	(16)	16.8	(8)
14	大阪市	128	429	(11)	14,894	(20)	7,891	(18)	7,236	(5)	34.7	(18)	18.4	(18)	16.9	(7)
15	堺市	43	501	(4)	25,337	(5)	13,251	(4)	6,783	(10)	50.6	(11)	26.4	(10)	13.5	(19)
16	神戸市	84	408	(13)	19,025	(15)	9,541	(15)	6,632	(13)	46.6	(12)	23.4	(14)	16.2	(11)
17	岡山市	38	454	(8)	25,861	(4)	12,069	(8)	6,186	(20)	56.9	(8)	26.6	(9)	13.6	(18)
18	広島市	64	377	(18)	26,011	(3)	10,961	(11)	6,449	(14)	69.0	(2)	29.1	(6)	17.1	(6)
19	北九州市	62	369	(19)	23,896	(10)	10,389	(14)	6,943	(6)	64.8	(4)	28.2	(7)	18.8	(3)
20	福岡市	69	487	(5)	22,313	(12)	10,708	(13)	6,766	(11)	45.8	(13)	22.0	(15)	13.9	(17)
21	熊本市	43	421	(12)	25,062	(6)	13,607	(3)	6,409	(17)	59.5	(7)	32.3	(4)	15.2	(14)
	21都市平均	84	427	-	19,019	-	9,333	-	6,662	-	44.5	-	21.8	-	15.6	-

※ () は21都市の中での順位

平成 26年 5月現在

※児童数・生徒数は国立・私立を含む

出典：大都市比較統計年表

小学校

種別	室名		水準（単位：CR） ※		
			学級数： ～18	学級数： 19～24	学級数： 25～
教室	1	普通教室	学級数	学級数	学級数
	2	個別支援教室	2	2	2
	3	特別支援教室	1	1	1
特別教室	1	理科教室	2	2	2
	2	音楽教室	2	2	2
	3	家庭科教室	2	2	2
	4	図画工作教室	2	2	2
	5	図書室	2	2	2
	6	コンピューター教室	1	1	1
	7	教育相談室	0.5	0.5	0.5
多目的室	1	多目的室(水廻り学習等)	2	2	2
	2	多目的室(集会・発表等)	2	2	2
	3	多目的室(少人数指導)	2	2	2
	4	多目的室(用途指定なし)	2	3	3
管理諸室	1	校長室	0.5	0.5	0.5
	2	職員室 *学級数の基準は他と異なる	～12	13～24	25～
			1.5	2	2.5
	3	事務室	0.5	0.5	0.5
	4	保健室	1	1	1
	5	保健相談室	0.5	0.5	0.5
	6	放送・スタジオ室	0.5	0.5	0.5
	7	会議室	1	1	1
	8	印刷室	0.5	0.5	0.5
	9	職員更衣室	0.5	0.5	0.5
	10	技術員室・湯沸室	0.5	0.5	0.5
	11	和室	0.5	0.5	0.5
	12	職員・来校者用玄関	0.5	0.5	0.5
	13	教材教具室	1.5	1.5	1.5
	14	変電室・教材教具室	1	1	1
	15	倉庫	0.5	0.5	0.5
	16	資料室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5
	17	P T A会議室	0.5	0.5	0.5
18	地域交流室	0.5	0.5	0.5	
その他	1	児童更衣室	1	1	1
	2	昇降口 *学級数の基準は他と異なる	12～17	18～24	25～
1.5			2	2.5	

※普通教室の1クラス相当の面積を1CRとする

中学校

種別	室名		水準(単位:CR) ※		
			学級数: ~12	学級数: 13~21	学級数: 22~
教室	1	普通教室	学級数	学級数	学級数
	2	個別支援教室	3	3	3
	3	特別支援教室	1	1	1
特別教室	1	第一理科教室	2	2	2
	2	第二理科教室	—	2	2
	3	音楽教室	2	2	2
	4	調理教室	2	2	2
	5	被服教室(多目的)	2	2	2
	6	金工木工教室	2.5	2.5	2.5
	7	美術教室	2	2	2
	8	図書室	2	2	2
	9	コンピューター教室	1.5	1.5	1.5
	10	教育相談室	0.5	0.5	0.5
	11	特別活動室	0.5	0.5	0.5
	12	進路指導室	0.5	0.5	0.5
	13	教科資料室	1.5	1.5	1.5
多目的室	1	多目的室(集会・発表等)	2	2	2
	2	多目的室(少人数授業)	2	2	2
	3	多目的室(用途指定なし)	3	3	4
管理諸室	1	校長室	0.5	0.5	0.5
	2	職員室 *学級数の基準は他と異なる	~12 1.5	13~18 2	19~ 2.5
	3	事務室	0.5	0.5	0.5
	4	保健室	1	1	1
	5	保健相談室	0.5	0.5	0.5
	6	放送・スタジオ室	0.5	0.5	0.5
	7	会議室	1	1	1
	8	印刷室	0.5	0.5	0.5
	9	職員更衣室	0.5	0.5	0.5
	10	技術員室・湯沸室	0.5	0.5	0.5
	11	和室	0.5	0.5	0.5
	12	職員・来校者玄関	0.5	0.5	0.5
	13	変電室・教材教具室	1	1	1
	14	倉庫	0.5	0.5	0.5
	15	資料室・耐火書庫	0.5	0.5	0.5
	16	PTA会議室	0.5	0.5	0.5
	17	地域交流室	0.5	0.5	0.5
その他	1	生徒更衣室	3	3	3
	2	昇降口 *学級数の基準は他と異なる	12~17 1.5	18~24 2	25~ 2.5

※普通教室の1クラス相当の面積を1CRとする

基本方針に基づく建替対象校（昭和56年度以前に建設された校舎のある学校）

小学校（271校）

青葉区

青葉台小学校
あざみ野第一小学校
あざみ野第二小学校
市ケ尾小学校
美しが丘小学校
美しが丘東小学校
榎が丘小学校
鴨志田第一小学校
鉄小学校
嶮山小学校
すすき野小学校
田奈小学校
つつじが丘小学校
奈良小学校
東市ケ尾小学校
藤が丘小学校
みたけ台小学校
もえぎ野小学校
元石川小学校
山内小学校
谷本小学校

旭区

市沢小学校
今宿小学校
今宿南小学校
上川井小学校
上白根小学校
川井小学校
希望ヶ丘小学校
左近山小学校
笹野台小学校
さちが丘小学校
四季の森小学校
白根小学校
善部小学校
都岡小学校
鶴ヶ峯小学校
中尾小学校
中沢小学校
東希望が丘小学校
二俣川小学校
不動丸小学校
本宿小学校
万騎が原小学校
南本宿小学校
若葉台小学校

泉区

和泉小学校
いずみ野小学校
伊勢山小学校
岡津小学校
上飯田小学校
葛野小学校
下和泉小学校
新橋小学校
中田小学校
中和田小学校
中和田南小学校
東中田小学校
飯田北いちょう小学校

磯子区

磯子小学校
岡村小学校
さわの里小学校
山王台小学校
汐見台小学校
杉田小学校
滝頭小学校
根岸小学校
梅林小学校
浜小学校
屏風浦小学校
森東小学校
洋光台第一小学校
洋光台第三小学校
洋光台第二小学校
洋光台第四小学校

神奈川区

青木小学校
池上小学校
浦島小学校
大口台小学校
神奈川小学校
神橋小学校
神大寺小学校
子安小学校
斎藤分小学校
白幡小学校
菅田小学校
中丸小学校
西寺尾小学校
羽沢小学校
二谷小学校
三ツ沢小学校
南神大寺小学校

金沢区

朝比奈小学校
金沢小学校
釜利谷小学校
釜利谷東小学校
瀬ヶ崎小学校
大道小学校
高舟台小学校
富岡小学校
並木第一小学校
並木中央小学校
西柴小学校
西富岡小学校
八景小学校
文庫小学校
六浦小学校

港南区

上大岡小学校
港南台第一小学校
港南台第三小学校
港南台第二小学校
桜岡小学校
下永谷小学校
下野庭小学校
芹が谷小学校
芹が谷南小学校
相武山小学校
永野小学校
永谷小学校
野庭すすかけ小学校
日限山小学校
日下小学校
日野小学校
日野南小学校
丸山台小学校
南台小学校
吉原小学校

港北区

大曽根小学校
大綱小学校
菊名小学校
北綱島小学校
港北小学校
駒林小学校
篠原小学校
篠原西小学校
城郷小学校
新吉田小学校

新吉田第二小学校
高田小学校
高田東小学校
綱島小学校
綱島東小学校
新田小学校
新羽小学校
日吉台小学校
日吉南小学校
太尾小学校
大豆戸小学校
師岡小学校
矢上小学校

栄区

飯島小学校
笠間小学校
桂台小学校
上郷小学校
公田小学校
小菅ヶ谷小学校
小山台小学校
桜井小学校
庄戸小学校
千秀小学校
豊田小学校
西本郷小学校
本郷小学校

瀬谷区

相沢小学校
阿久和小学校
上瀬谷小学校
瀬谷小学校
瀬谷さくら小学校
瀬谷第二小学校
大門小学校
原小学校
二つ橋小学校
三ツ境小学校
南瀬谷小学校

都筑区

荏田小学校
折本小学校
勝田小学校
川和小学校
すみれが丘小学校
都田小学校
都田西小学校
中川小学校
山田小学校

鶴見区

旭小学校
市場小学校
入船小学校
潮田小学校
上末吉小学校
岸谷小学校
駒岡小学校
汐入小学校
獅子ヶ谷小学校
下末吉小学校
末吉小学校
鶴見小学校
寺尾小学校
豊岡小学校
生麦小学校
馬場小学校
東台小学校
平安小学校
矢向小学校

戸塚区

柏尾小学校
上矢部小学校
川上小学校
川上北小学校
汲沢小学校
小雀小学校
境木小学校
大正小学校
戸塚小学校
鳥が丘小学校
名瀬小学校
東汲沢小学校
東戸塚小学校
平戸小学校
平戸台小学校
深谷小学校
南戸塚小学校
南舞岡小学校
矢部小学校
横浜深谷台小学校

中区

本牧南小学校
間門小学校
山元小学校

西区

東小学校
一本松小学校
稻荷台小学校

浅間台小学校
戸部小学校

保土ヶ谷区

新井小学校
今井小学校
岩崎小学校
帷子小学校
上菅田小学校
上星川小学校
川島小学校
権太坂小学校
坂本小学校
桜台小学校
笹山小学校
瀬戸ヶ谷小学校
常盤台小学校
初音が丘小学校
藤塚小学校
富士見台小学校
星川小学校
峯小学校

緑区

上山小学校
鴨居小学校
竹山小学校
長津田小学校
長津田第二小学校
中山小学校
東本郷小学校
緑小学校
三保小学校
山下小学校

南区

井土ヶ谷小学校
太田小学校
永田小学校
永田台小学校
中村小学校
日枝小学校
藤の木小学校
別所小学校
蒔田小学校
南小学校
南吉田小学校
六つ川小学校
六つ川台小学校
六つ川西小学校

中学校（109校）

青葉区

青葉台中学校
あざみ野中学校
美しが丘中学校
すすき野中学校
奈良中学校
みたけ台中学校
緑が丘中学校
もえぎ野中学校
山内中学校
谷本中学校

旭区

旭中学校
今宿中学校
上白根中学校
希望が丘中学校
左近山中学校
都岡中学校
鶴ヶ峯中学校
本宿中学校
万騎が原中学校
南希望が丘中学校
若葉台中学校

泉区

泉が丘中学校
いずみ野中学校
岡津中学校
上飯田中学校
中田中学校
中和田中学校

磯子区

岡村中学校
汐見台中学校
浜中学校
洋光台第一中学校
洋光台第二中学校

神奈川区

浦島丘中学校
栗田谷中学校
菅田中学校
松本中学校
六角橋中学校

金沢区

金沢中学校
大道中学校
富岡中学校

富岡東中学校
並木中学校
西柴中学校
六浦中学校

港南区

上永谷中学校
港南中学校
港南台第一中学校
笹下中学校
芹が谷中学校
野庭中学校
日限山中学校
日野南中学校
丸山台中学校

港北区

大綱中学校
篠原中学校
城郷中学校
樽町中学校
新田中学校
新羽中学校
日吉台中学校
日吉台西中学校

栄区

飯島中学校
桂台中学校
上郷中学校
西本郷中学校
本郷中学校

瀬谷区

東野中学校
瀬谷中学校
原中学校
南瀬谷中学校

都筑区

川和中学校
茅ヶ崎中学校
都田中学校
中川中学校

鶴見区

市場中学校
潮田中学校
上の宮中学校
末吉中学校
鶴見中学校

寺尾中学校
生麦中学校
矢向中学校

戸塚区

汲沢中学校
境木中学校
大正中学校
戸塚中学校
豊田中学校
名瀬中学校
深谷中学校
舞岡中学校

中区

港中学校

西区

老松中学校
岡野中学校

保土ヶ谷区

新井中学校
岩崎中学校
上菅田中学校
橋中学校
西谷中学校
保土ヶ谷中学校
宮田中学校

緑区

鴨居中学校
田奈中学校

南区

共進中学校
永田中学校
藤の木中学校
蒔田中学校
南中学校
南が丘中学校
六ツ川中学校

義務教育学校（2校）

霧が丘学園
西金沢学園

※五十音順

平成29年5月策定

横浜市教育委員会事務局 施設部 教育施設課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-3256

FAX 045-664-4743